

別記様式(第11条関係)

会議録

1 会議の名称 富士川町国民健康保険運営協議会

2 会議日時 令和4年2月18日（金）

3 開催場所 書面開催

4 参加者数

- (1) 委員 12名
- (2) 執行機関 5名
- (3) その他 0名

5 議事

- (1) 新型コロナウイルス感染症について
 - ①新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金について
 - ②新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合の国民健康保険税の減免について
- (2) 保険税について
 - ①未就学児の均等割額について
 - ②賦課限度額について
- (3) 令和4年度国民健康保険特別会計予算案について
- (4) その他

6 会議資料の名称

資料1 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金について

資料2 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合の国民健康保険税の減免について

資料3 未就学児にかかる国民健康保険税 均等割額について

資料4 国民健康保険税 賦課限度額の変更について

資料5 令和4年度 国民健康保険特別会計当初予算（案）

資料6 令和4年度 国民健康保険特別会計（予算参考資料）

7 意見の内容 次のとおり

議事 (1) 新型コロナウイルス感染症について

①新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金について

議事概要 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に傷病手当金を支給しています。労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができなかつた期間のうち、就業が予定されていた日に対して支給します。

現在は、令和4年3月31日まで対象となっていますが、今後も延長される可能性があります。

富士川町では、現在まで3件申請がありました。

意見 国の指針に基づいた算定ですね。

回答 国の指針に基づいた算定となっており、支給した分は、全額国からの財政支援があります。

意見 前年度に引き続き、継続ですね。

回答 傷病手当金の申請がすぐに提出されない場合もありますので、資料5の令和4年度当初予算（案）に、傷病手当金（歳出2款）を計上しています。

各委員 ほか意見等なし

②新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合の国民健康保険税の減免について

議事概要 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯等の保険税を減免します。

昨年度は29件減免し、今年度は、現在までに5件減免しました。

これについても傷病手当金同様、全額国からの財政支援があります。

意見 今年度は、前年度より件数が少ないですね。

回答 今年度の収入が、前年度と比べて30%以上収入が減少する見込みのある者が対象となります。令和2年度すでに収入が減少している場合、さらに30%以上収入が減少する見込みのある者が対象となるため、前年度より件数が少ないと思われます。

来年度もこの減免制度があるかについては、今のところ情報はありません。

各委員 ほか意見等なし

議事 (2) 保険税について

①未就学児の均等割額について

議事概要 現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心のため、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児にかかる国民健康保険税について、均等割額の1／2を減額するものです。

12月定例会において、すでに条例改正済みであり、令和4年度から適用開始に向け準備を進めています。

減額した金額は、全額財政支援があり、負担割合は国1／2、県1／4、町1／4です。

各委員 意見等なし

②賦課限度額について

議事概要 保険税負担は、負担能力に応じた公平なものである必要があります。高齢化等により医療給付費等が増加する一方で、被保険者の所得が十分に伸びない状況において、保険税負担の上限を引き上げることにより、高所得層により多く負担していただき、中間所得層と高所得層の公平を図るものであります。

内容は、賦課限度額の医療分を63万円から65万円、後期高齢者支援分を19万円から20万円に引き上げ、介護分は17万円で据え置きます。

令和4年度から適用開始となっており、条例改正が必要となります。条例改正については、3月定例会か専決で行う予定です。

意見 高齢化や医療の高度化により、給付費が増加している状況から、致し方ないと思います。

各委員 ほか意見等なし

議事 (3) 令和4年度国民健康保険特別会計予算案について

議事概要 令和4年1月現在、3,218人、2,036世帯が国保に加入、おおむね横ばいの状況となっています。

予算額は、16億5,883万8千円で、前年度比1億1,878万8千円の増額です。

主な理由は、2款保険給付費の増額を見込んだためです。これは、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度受診控えにより医療費が減少した分、令和3年度はその反動で医療費が増えました。引き続き令和4年度も同様と思われます。令和3年度の予算においても、当初より1億5千万円ほど増額補正をし、医療費増加に対応しています。

また、5款特定健康診査等事業費の人間ドック補助金、1人8千円円は、住民への周知が進み、実績が増加していることから、60人分48万円を計上しました。

歳入においては、7款繰入金に、未就学児均等割保険税の新しい科目が作られ、議事（2）①の、未就学児保険税の均等割額の軽減分について、ここに全額国・県・町からの財政支援分が入ってきます。

意見 歳入保険税の滞納分が120万円の減になっているが、徴収方法の検討が必要ではないか。

回答 保険税の滞納分については、予算作成時においての滞納分におおむねの収納率をかけて積算したもので、減額になっているから悪いというものではありません。現年の収納率が上がれば、滞納分の金額が減ることとなります。

今年度は、保険税1期から3期分の未納者に対して、11月に訪問や電話催告を行い、滞納額が多くなる前に支払いにつなげるよう対応しました。

また、常日頃から税務課徴収担当と協力し徴収に努めています。

意見 歳出の財政調整基金積立金が減っていますが、増やした方がいいのではないか。

回答 資料6では、財政調整基金積立金が昨年度に比べ減少していますが、3月定例会で増額補正をし、5,979万4千円積み立てることとしています。当初予算作成時においては、資料5のとおり3,115万7千円計上していますが、繰越金等ある程度確定すれば、もう少し多く積み立てができると考えています。

意見 前年度の予算案とも比較して、コロナ禍の中妥当な予算案だと思います。

各委員 ほか意見等なし

議事 (4) その他
意見等なし